「消防団員の処遇」

1 報酬

消防団員は、給与を受けて生活の資とする職務ではありませんが、その労に報いるための年額の報酬と、水火災又は地震や訓練等の職務に従事した場合、その都度出動報酬を支給するようになっています。

◆年額報酬 (単位:円)

| 団 長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 132,000 | 93,000 | 66,000 | 49,500 | 40,500 | 37,000 | 36,500 |

※50,000円を超える金額は課税対象

(令和5年4月1日 条例改正)

◆加算額・役職手当(年額)

| 加算対象者 | 金額 | | |
|----------------------|---------|--|--|
| 副団長(団本部)・方面隊長 | 10,000円 | | |
| 教育主幹(副方面隊長職) | 7,000円 | | |
| 副教育主幹・訓練部長・技術部長・予防部長 | 5,000円 | | |

◆出動報酬(災害出動に対する成果給的な報酬)

| 区分 | 支 給 額 等 | | |
|-------------------------------|----------------------|--|--|
| | ・2時間まで2,400円 | | |
| 水火災又は地震等 | ・2時間を超えた1時間ごとに980円加算 | | |
| (災害に起因する警戒含む) | (1時間未満切上げ) | | |
| | ・災害現場活動がなかった場合1,200円 | | |
| ^७ ० चा।४क ० | 4時間未満 2,400円 | | |
| 警戒・訓練等 | 4時間以上 4,000円 | | |

※8,000円を超える金額は課税対象

(令和5年4月1日 条例改正)

2 公務災害補償制度

消防団員が、公務上の災害(消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は 死亡の身体的損失)を受けた場合に市町村等は、被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償しなければならないこととなっています。(消防組織法第15条の7参照)

消防団員等公務災害補償等事業 新潟県市町村総合事務組合 (ngtsogo. jp)

■こちらでご覧いただけます。(「消防団員等公務災害補償等事業」で検索をお願いします。)

3 福祉共済制度給付種別・共済金額一覧表

この制度は、日本消防協会が実施している制度であり、社会公共のために尽くしている消防 団員を対象に、不幸にして公務等により死亡や重度障害等に至った場合に一定の補償と救済を 共済事業として実施しています。一人年額3,000円の掛金は公費により負担しています。

消防団員等福祉共済 日本消防協会 (nissho. or. jp)

♥こちらでご覧いただけます。(「消防団員等福祉共済」で検索をお願いします。)

4 消防個人年金

地域のためにがんばっている消防団の皆さまのためにご用意した制度です。

日本消防協会 消防個人年金のご案内 (nissho. or. jp)

●こちらでご覧いただけます。(「消防個人年金」で検索をお願いします。)

5 退職報償金制度

消防団員が退職した場合、市町村はその団員の在職年数や階級に応じて退職報償金を支給しなければならないこととなっています。

令和7年4月1日から総務省消防庁の政策により、地域防災力を維持するためには新たな消防団員の確保のみならず、シニア層の団員の活躍消防団員の処遇改善を図るため、退職程受金の支給額を全階級一律5万円引き上げました。(消防組織法第25条参照)

(単位:円)

| | 勤続年数 | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|--|
| 階級 | 5年以上 | 10年以上 | 15年以上 | 20年以上 | 25年以上 | 30年以上 | 35年以上 | |
| | 10年末満 | 15年末満 | 20年末満 | 25 年末満 | 30年未満 | 35年未満 | | |
| 団長 | 239,000 | 344,000 | 459,000 | 594,000 | 779,000 | 979,000 | 1,079,000 | |
| 副団長 | 229,000 | 329,000 | 429,000 | 534,000 | 709,000 | 909,000 | 1,009,000 | |
| 分団長 | 219,000 | 318,000 | 413,000 | 513,000 | 659,000 | 849,000 | 949,000 | |
| 副分団長 | 214,000 | 303,000 | 388,000 | 478,000 | 624,000 | 809,000 | 909,000 | |
| 部長・班長 | 204,000 | 283,000 | 358,000 | 438,000 | 564,000 | 734,000 | 834,000 | |
| 団員 | 200,000 | 264,000 | 334,000 | 409,000 | 519,000 | 689,,000 | 789,000 | |

6 休団制度

長期出張や育児等で長期間にわたり活動に参加することができない場合、消防団員の身分を 保持したまま一定期間(最長3年間)の活動休止を消防団長が承認する制度を導入し、一時的 な理由で退団することがないよう、消防団に参加しやすい環境づくりを目指すための制度で す。なお、入院見舞金(福祉共済)は休団中も対象となります。

7 表彰制度

| 区分 | 種類 | 選 考 基 準 | | | | | |
|--------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 叙 位 | | ・団長歴20年以上で消防歴30年以上の者 | | | | | |
| 叙 | 死亡叙勲 | ・団長格: 団長歴10年以上 団長在職年数+副団長以下在職年数の1/2=15年以上 ・副団長格: 消防歴30年以上 団長歴10年未満の者又は副団長歴10年以上の者 ・分団長格: 消防歴通算40年以上 副団長歴10年未満の者又は分団長及び溜り、団長 | | | | | |
| | 特別飲勲 | ・水・火災の災害に際し、人命救助、被害の発生最小限に防止する等功績及群の団員、協力者・任務遂行中多大な功績をあげて殉職した団員 | | | | | |
| | 生存者叙勲 | Ⅰ類 団長職ご10年以上 団長在職年数十副団長以下在職年数の1/2=15年以上 Ⅰ類 (a)副団長格 消防歴通算30年以上(28年) (団長歴10年未満又は副団長歴10年以上の者) (b)分団長格 消防歴通算35年以上(33年) (副団長歴10年未満の者又は分団長及び副分団長) (c)部長格 消防歴通算40年以上(38年) ※()内長官表彰受章者に適応 | | | | | |
| 褒 章 | <u> </u> | ・現職消防団員 ・消防庁長官表彰のうち特別功労章、顕功章、功績章、功労章又は永年勤続功労章のいずれかを受章 ・直近20年間における平均出動率が90%以上である者 ・当該20年間で1,000件以上出動している者 | | | | | |
| | 組授褒章 ———————————————————————————————————— | ・公益のため500万円以上の寄付をし、成績顕著な者 | | | | | |
| | 紅綬褒章 | ・災害現場において、自己の危険を顧みず人命を救助した者 | | | | | |
| 消防庁長官 表 彰 | 功労章 | ・消防機器の研究開発に永年に亘り努力し、功績顕著な者 ・ 団長の職に10年以上在職している現職の団員 ・ 団長在職年数十副団長在職年数の1/2=10年以上 (5年以上) ・ 在職年数25年以上の現職の団員 | | | | | |
| 1 | | が出版中級20年以上の近端の20頁 労者表彰、防災功労者表彰、特別功労章、顕功章、功績章、顕彰状、賞状 、 竿頭綬・・・・・優良な消防機関 | | | | | |
| 退職消防団員報 償 | 1号報賞 2号報賞 | ・消防団員として25年以上勤続した者 1号銀杯と賞状 ・消防団員として15年以上勤続した者 2号銀杯と賞状 | | | | | |

| 日本消防協会長 | 功績章 | ・勤続15年以上の団員で地方消防と画期的帰断を加え地域の名望を一身に受けている者 | | | | | |
|------------------|-----------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 表彰 | 勤続章 | 勤続章 ・勤続30年以上の者 | | | | | |
| | ※ まとい、表彰旗、竿頭綬・・・・・優良な消防機関 | | | | | | |
| | 功労章 | ・災害現場においての功労により他の模範とすべき団員 | | | | | |
| 新潟県知事 | 功績章 | ・幹部の職にあって消防の進歩発展に功績のあった者 | | | | | |
| 表彰 | 精神 章 | ・20年以上勤続の団員で勤務成績優秀で他の模範とすべき者 20年、30年の2段階 | | | | | |
| | ※ 表章旗、竿頭綬、顕章状 | | | | | | |
| 新潟県 | | | | | | | |
| 消防協会長 | ・上記の事表彰に同じ。ただし、精動章は10年より3段階 | | | | | | |
| 表彰 | | | | | | | |
| 新潟県消防協会 十日町地区 | 顕光章 | ・災害現場においての功労により他の模範とすべき団員 | | | | | |
| 支会長表彰 | ※ 竿頭綬 | | | | | | |

消防団員募集 あなたのチカラを 消防団に。

自らの地域は自らで守る